

第三期 佐井村子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)

佐 井 村
令和7年3月

は じ め に

近年、少子高齢化や人口減少が進み、地域の人間関係が希薄化するほか、共働き家庭が増加するなど、子育て家庭を取り巻く環境が変化し、子育て支援のニーズは多様化しています。

佐井村においても人口減少により過疎化が急速に進んでおり、佐井村の総人口は平成17年の2,914人から毎年減少し、令和6年4月時点の人口は1,678人まで減少するなど、少子化高齢化や人口減少は深刻となっています。

こうした中、佐井村では令和2年に「佐井村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭を総合的に支援してきました。佐井村入学祝い助成金等の各種助成事業を始め、佐井村保育所では主食費の負担軽減、佐井小、中学校ではスクールランチ事業が実施されています。

今年度「第2期佐井村子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了をむかえるにあたり、この計画の基本理念である「子どもと親が安全で安心して暮らせる温かい村」を継承した「第3期佐井村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、妊娠・出産期から切れ目のない支援を充実し、行政はもちろん、家庭、学校、地域、福祉等、社会全体が子ども・子育て支援への関心や理解を深め、互いに連携しながら、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに成長できるよう取り組んでいきます。

結びに、第3期計画を定めるに当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました佐井村子ども・子育て会議委員の方々をはじめ、ニーズ調査などで御協力いただきました村民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

佐井村長 太田 直樹



I. 計画策定にあたって

1. 策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間

II. 佐井村の子育て環境の現状

1. 人口・世帯の状況
2. 出生の状況
3. 教育・保育施設の状況
4. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査
5. 子ども・子育て支援の課題

III. 基本理念と基本目標

1. 基本理念
2. 基本目標と行動計画

IV. 教育・保育提供区域の設定

1. 6歳未満の児童の分布
2. 教育・保育施設の分布
3. 教育・保育提供区域の設定

V. 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

VI. 教育・保育の一体的提供

1. 認定こども園の普及に係る基本的な考え方
2. 保育士等の資質向上のための支援
3. 質の高い教育・保育の提供と連携

VII. 計画推進体制

1. 推進体制
2. 計画の広報・啓発
3. P D C Aサイクルによる推進管理体制

I. 計画策定にあたって

1. 策定の趣旨

子ども・子育て支援給付その他子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、この目的を達成するために父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければなりません。

佐井村においては、平成27年度から「佐井村子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年度から「第2期佐井村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、児童福祉や母子保健などの子ども子育て支援を推進してきましたが、この度、令和6年度で最終年度を迎えることから、「第3期佐井村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画としても同時に位置付けます。

3. 計画の期間

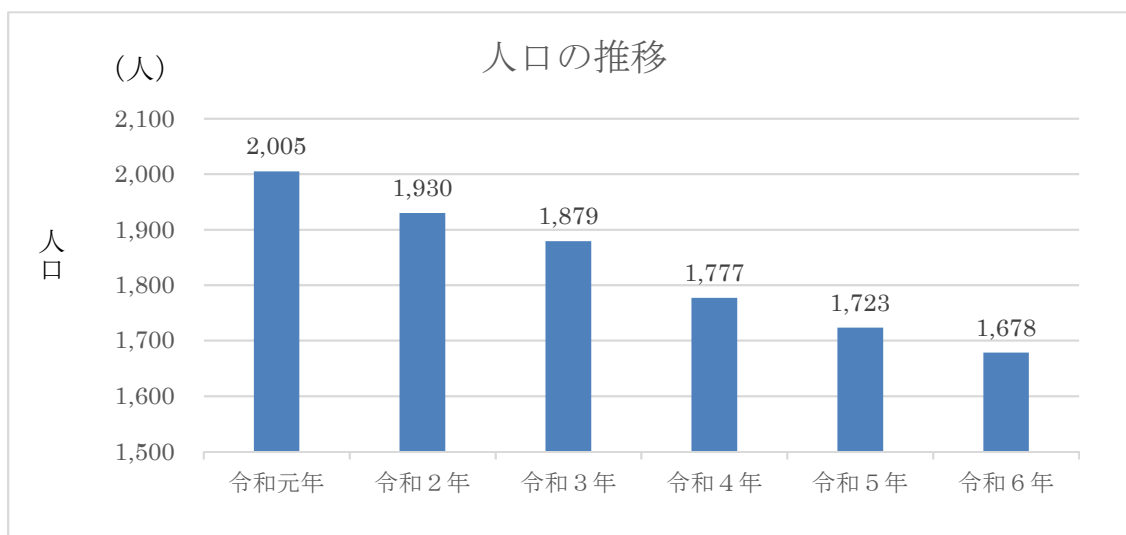
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

Ⅱ．佐井村の子育て環境の現状

1．人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

佐井村の総人口は平成17年の2,914人から毎年減少しています。令和6年の人口は1,678人で令和元年の2,005人と比較し、5年間で327人、割合では16.3%減少しています。

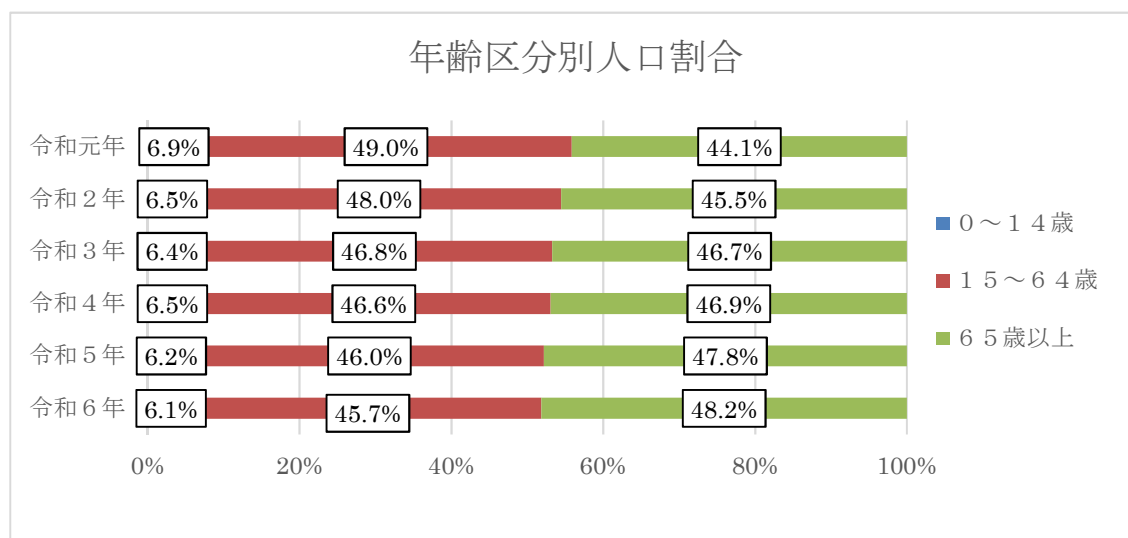


※各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

(2) 年齢区分別人口割合

令和6年の総人口に占める年少人口(0～14歳)の割合は6.1%、生産年齢人口(15歳～64歳)の割合は45.7%で、いずれも近年では減少傾向となっています。老年人口(65歳以上)の比率は近年上昇傾向にあり、令和6年は48.2%となっています。

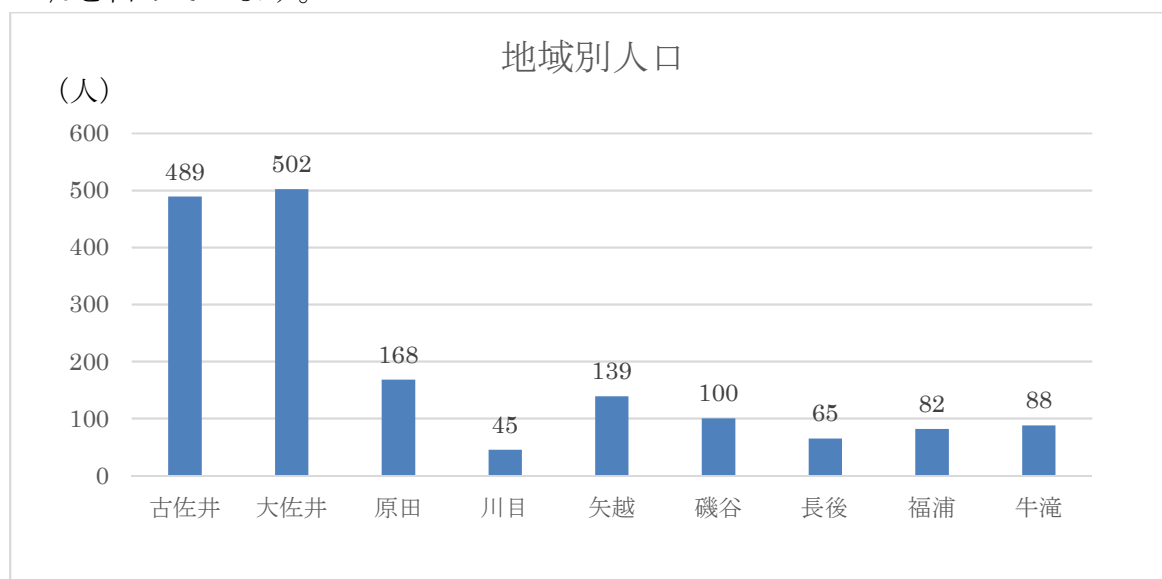


※各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

(3) 地域別人口

古佐井地区の人口は489人、大佐井地区の人口は502人で二つの地区で全体の59.1%を占めています。

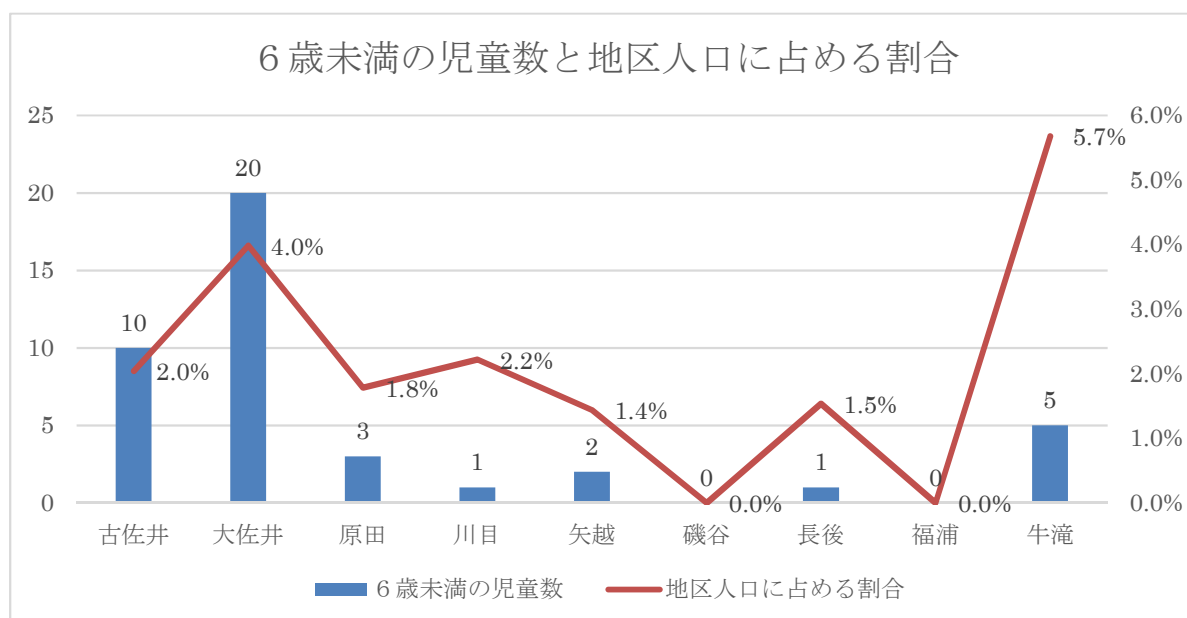


※令和6年4月1日現在

資料：住民基本台帳

6歳未満の児童数では大佐井地区が20人で最も多く、全体の47.6%を占めており、次いで古佐井地区が10人で全体の23.8%を占めています。

また、川目地区、磯谷地区、長後地区、福浦地区、は6歳未満の児童数が2人以下となっています。地区人口に占める6歳未満の児童の割合は牛滝地区が5.7%、その他地区では5%以下でした。

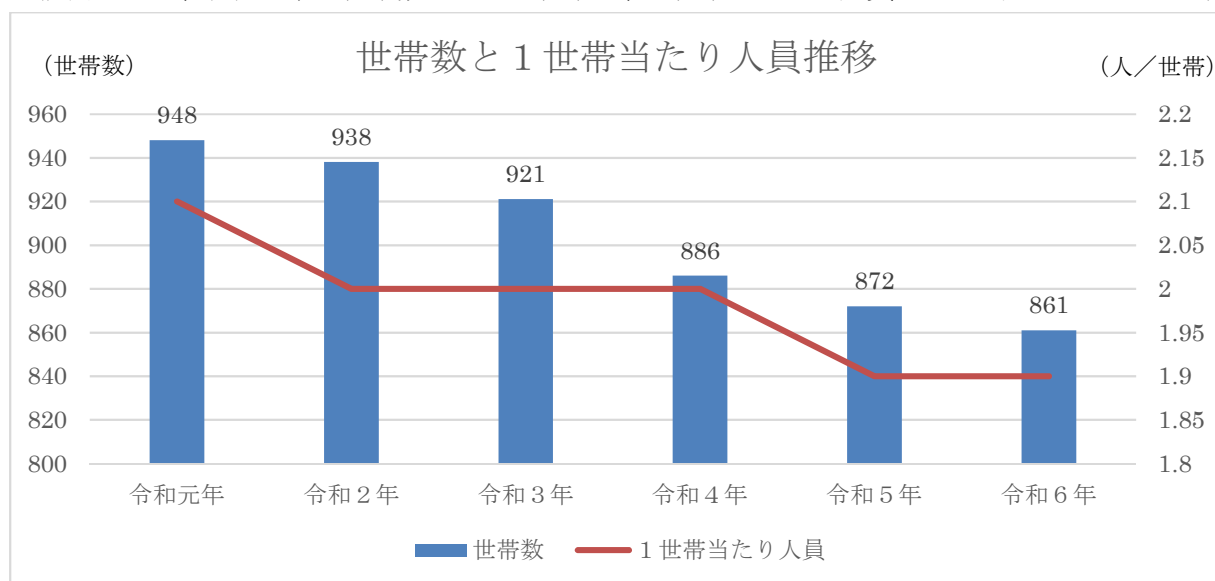


※令和6年4月1日現在

資料：住民基本台帳

(4) 世帯数と1世帯当たり人員

世帯数は人口減少とともに、緩やかながら減少傾向を続けています。また、1世帯当たり人員も減少傾向にあり、令和6年の世帯数は861世帯で、1世帯当たりの人員は1.9人となっています。



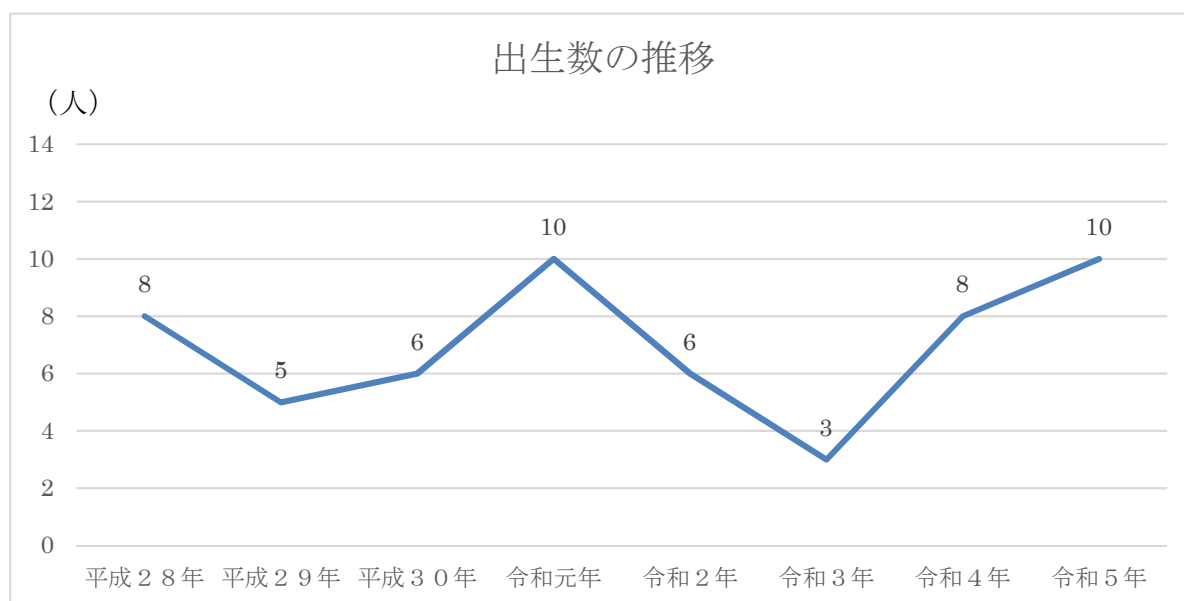
※令和6年4月1日現在

資料：住民基本台帳

2. 出生の状況

(1) 出生数

前回第2期計画策定時（平成23年～平成30年）の出生数平均は7.8人に対して、今回第3期計画策定時（平成28年～令和5年）の出生数平均は、7人と減少傾向にあります。

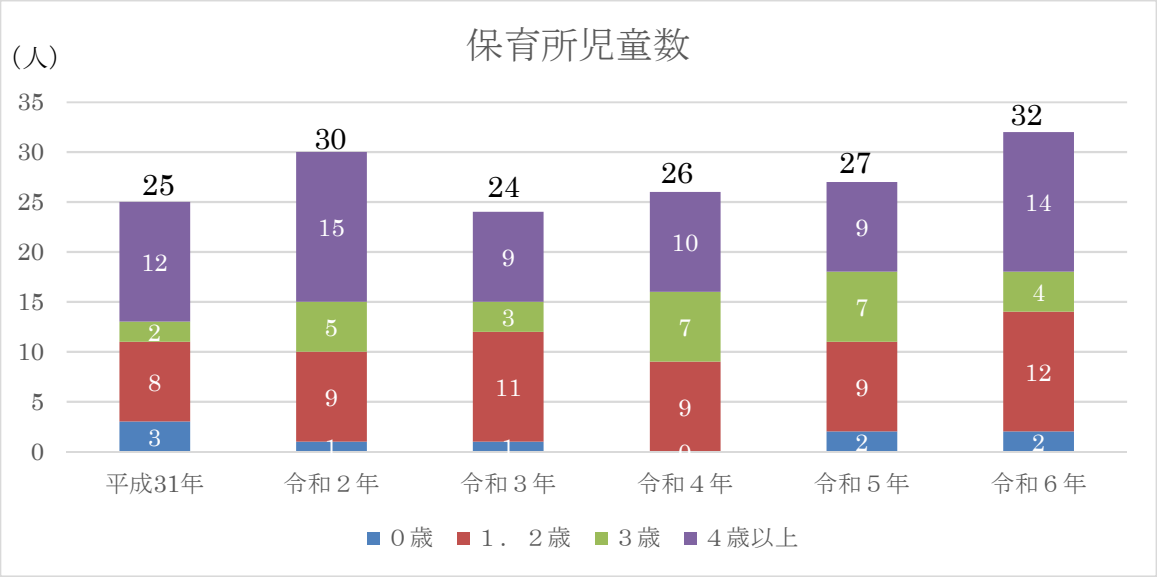


3. 教育・保育施設の状況

(1) 保育所

佐井村には、現在、公設民営の保育所が1か所開設されています。

児童数は、各年でみると増加傾向となっておりますが、第2期計画時平均児童数と比較すると、第2期計画時は31.5人に対し、今回第3期計画では27.3人と減少傾向となっています。



資料：福祉行政報告例 各年4月末現在

4. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

(1) 調査の目的

幼児期の学校教育や保育、子育て支援など子育て家庭ニーズの同行分析等を行い、佐井村子ども・子育て支援事業計画の基礎資料を得るとともに、村の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的として実施しました。

(2) 調査の設計

ア) 調査票の種類と調査対象者等

①調査票「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（就学前児童用）」

調査対象者 : 就学前児童を持つ保護者
調査人数 : 28人
調査内容 : 家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業の利用状況・利用意向
地域の子育て支援事業の利用状況・利用意向、育児休業や短時間勤務制度などの両立支援制度

②調査票「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（小学生）」

調査対象者 : 小学校児童を持つ保護者
調査人数 : 28人
調査内容 : 家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、放課後の過ごし方に対する希望に関する設問

イ) 調査時期と調査方法

調査は令和6年6月4日から令和6年6月21日にかけて実施しました。

保育所を利用している児童の保護者に対する調査は、保育所を通して調査票を配布・回収しました。

小学校児童の保護者に対する調査は、小学校を通して調査票を配布・回収しました。

ウ) 調査の配布・回収状況

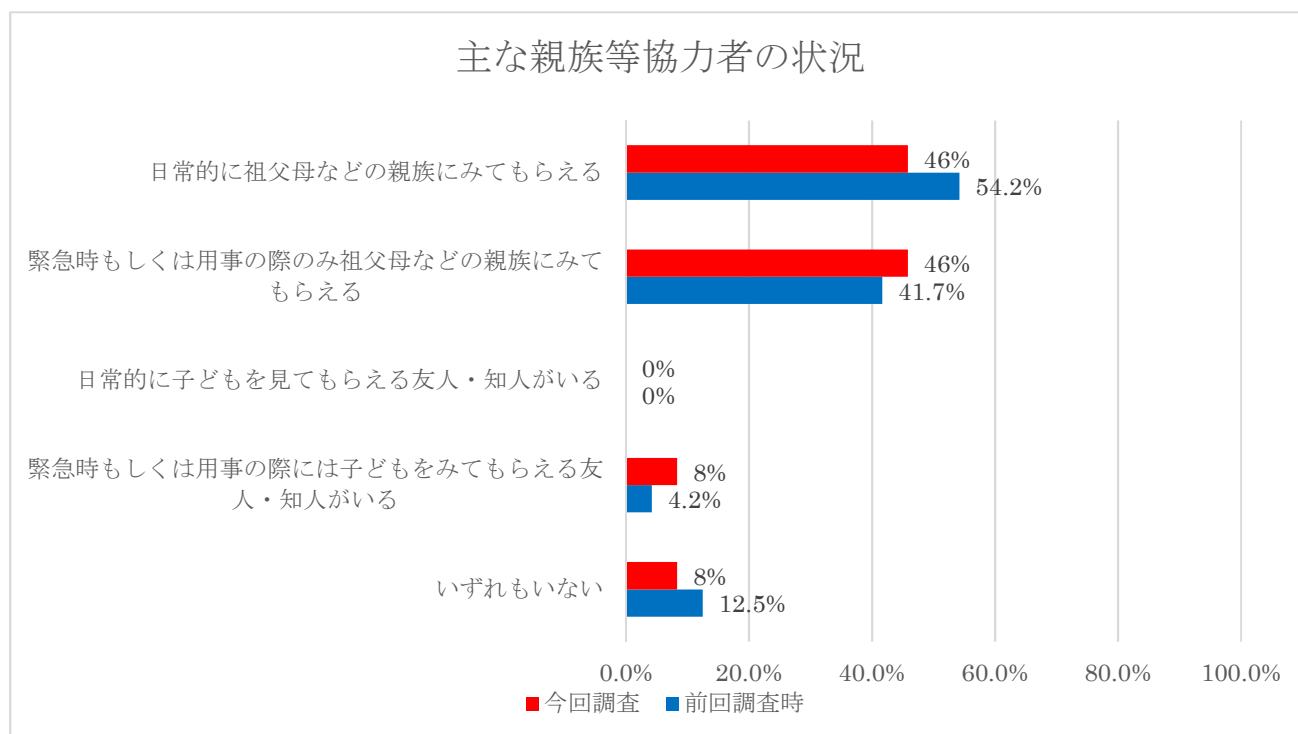
就学前児童の保護者 配布数：28
 回収数：24
 回収率：85.7%

小学校児童の保護者 配布数：28
 回収数：24
 回収率：85.7%

(3) ニーズ調査の結果の概要

① 育児の協力者の状況（未就学児童）

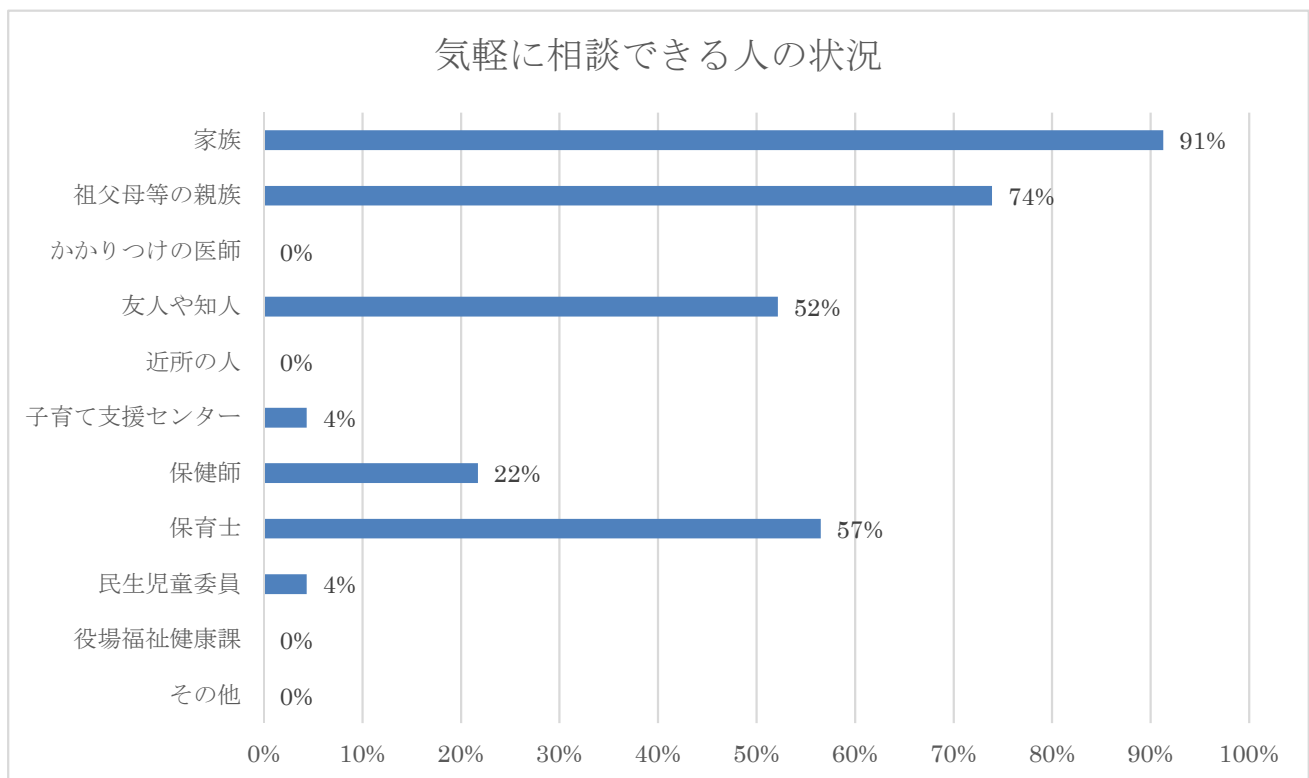
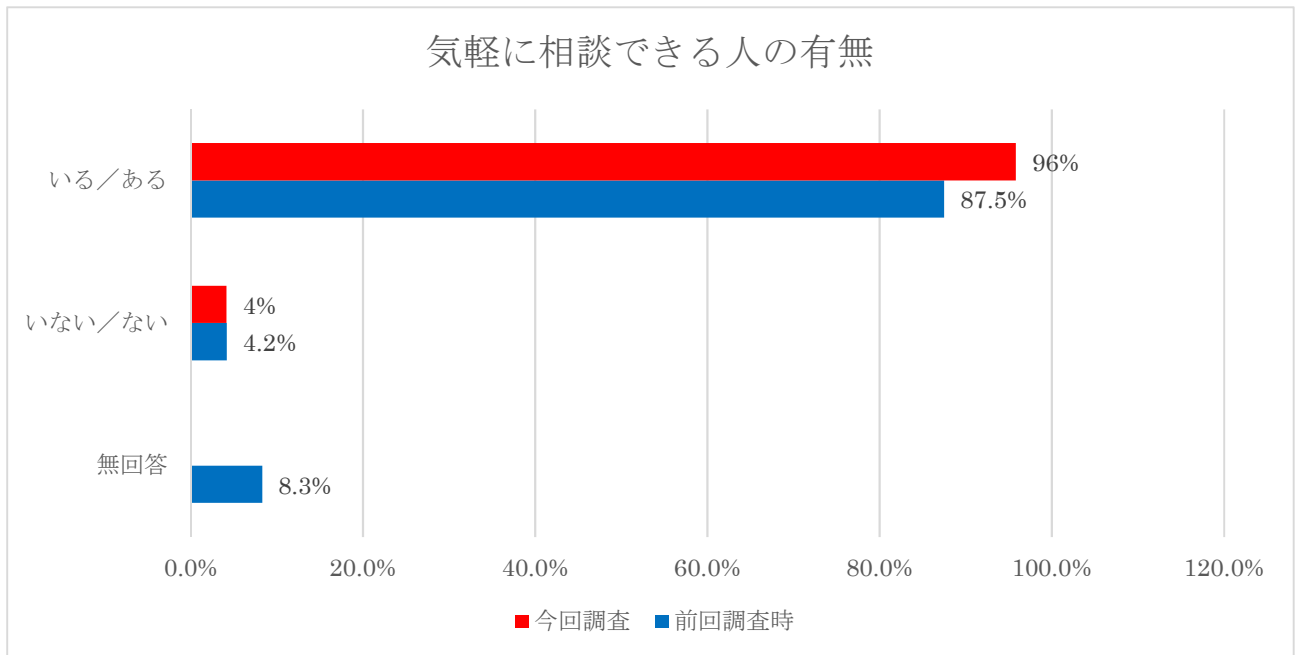
「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が46%で最も多く、次いで「いずれもない」、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が8%の順となっています。前回調査時と比べると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が前回54.2%、今回46%と減少傾向だが、「いずれもない」は前回12.5%、今回8%と育児に協力してくれる人が増えています。



② 子育てに関する相談者の状況（複数回答有）

子育てについて気軽に相談できる人の有無は、「いる／ある」が96％と答えています。

その相談できる相手としては、「家族」が91％で最も多く、次いで「祖父母等の親族」66.7％、「保育士」57％の順となっています。前回調査時と比べると、気軽に相談できる人がいるは、前回87.5％、今回96％と増加傾向であります。

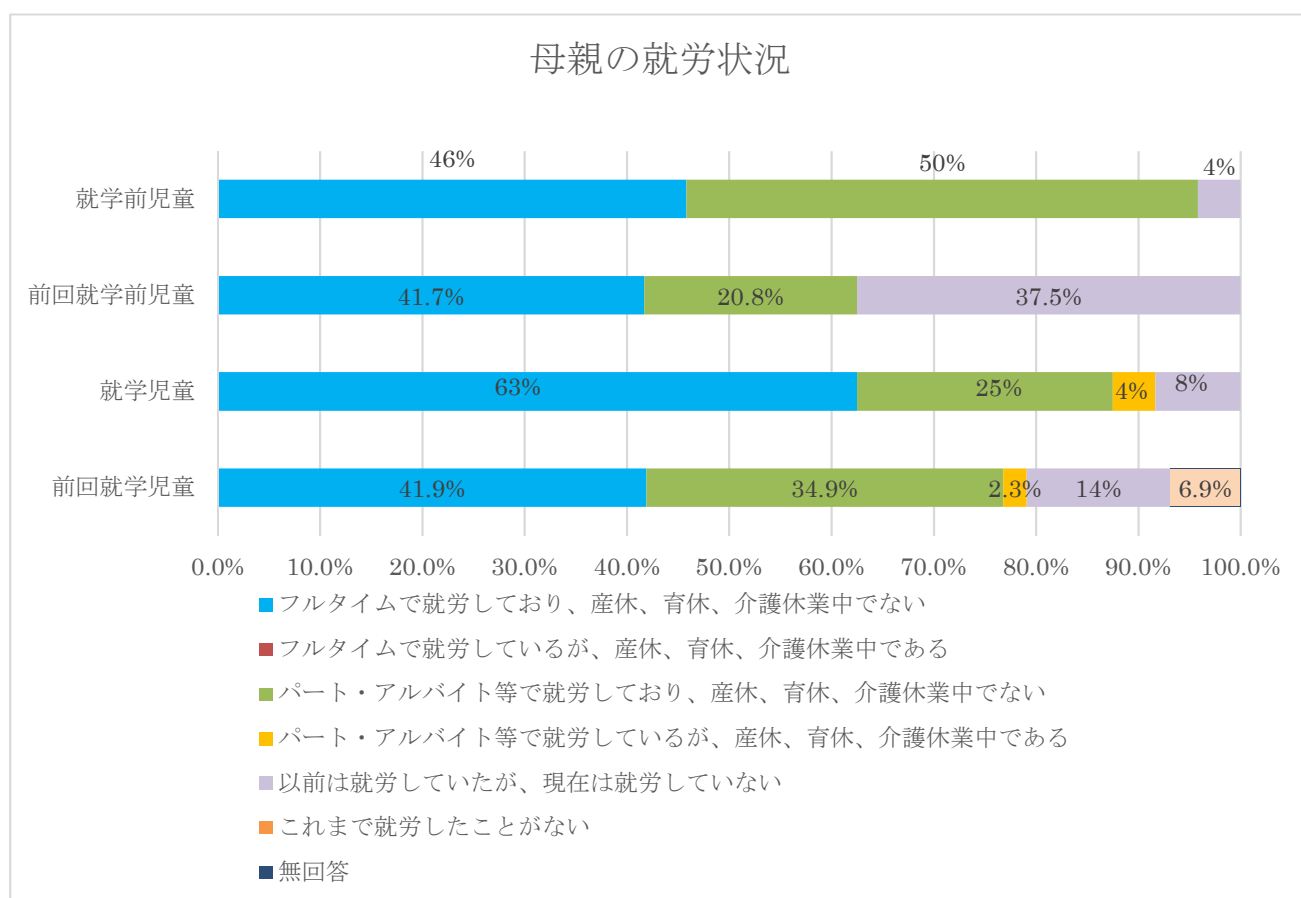


③ 母親の就労状況（就学前児童・小学校児童）

就学前児童では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が50%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休、育休、介護休業中でない」46%となっています。

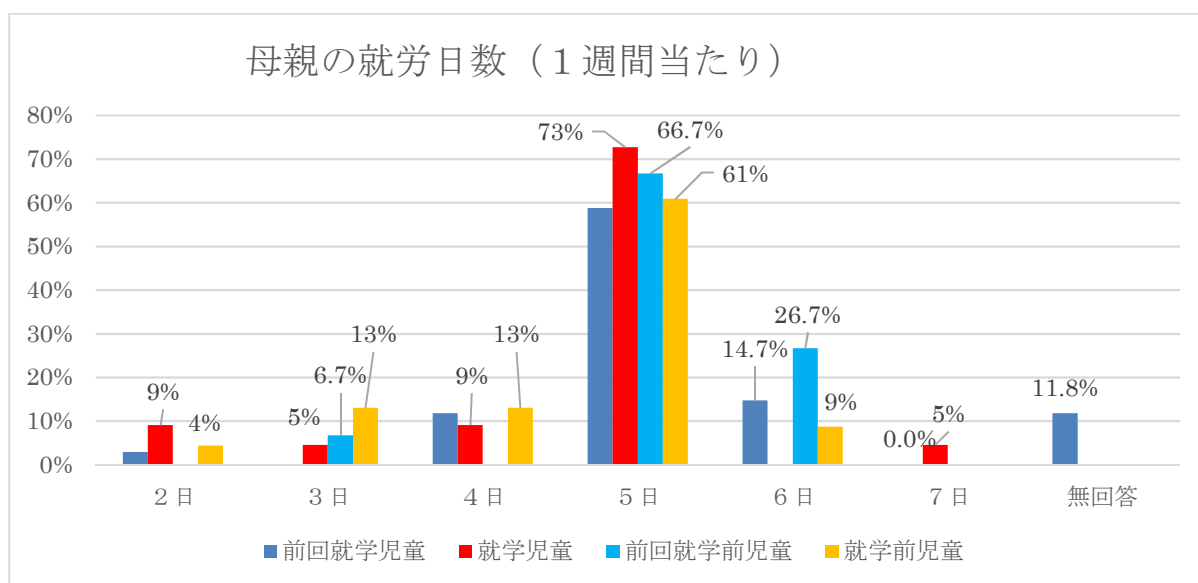
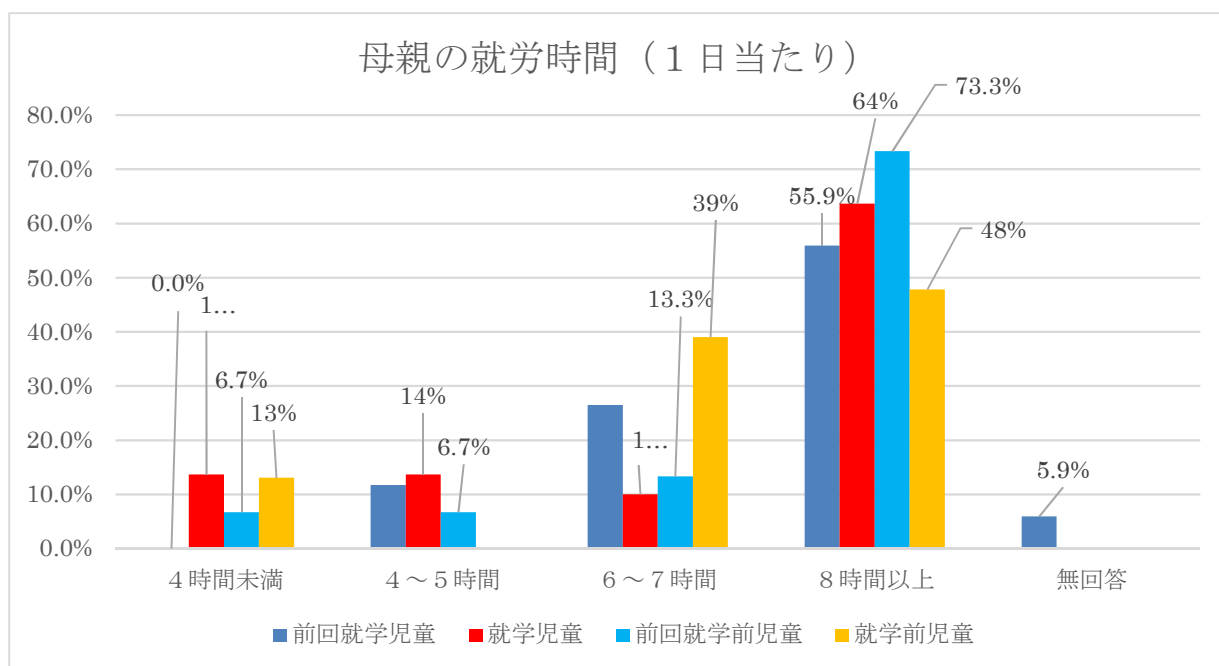
小学校児童では「フルタイムで就労しており、産休、育休、介護休業中でない」が63%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」25%となっています。

前回調査時と比べると、「現在就労していない」が、前回就学前児童37.5%、今回4%、前回小学校児童14%、今回8%と就労している母親が増えています。



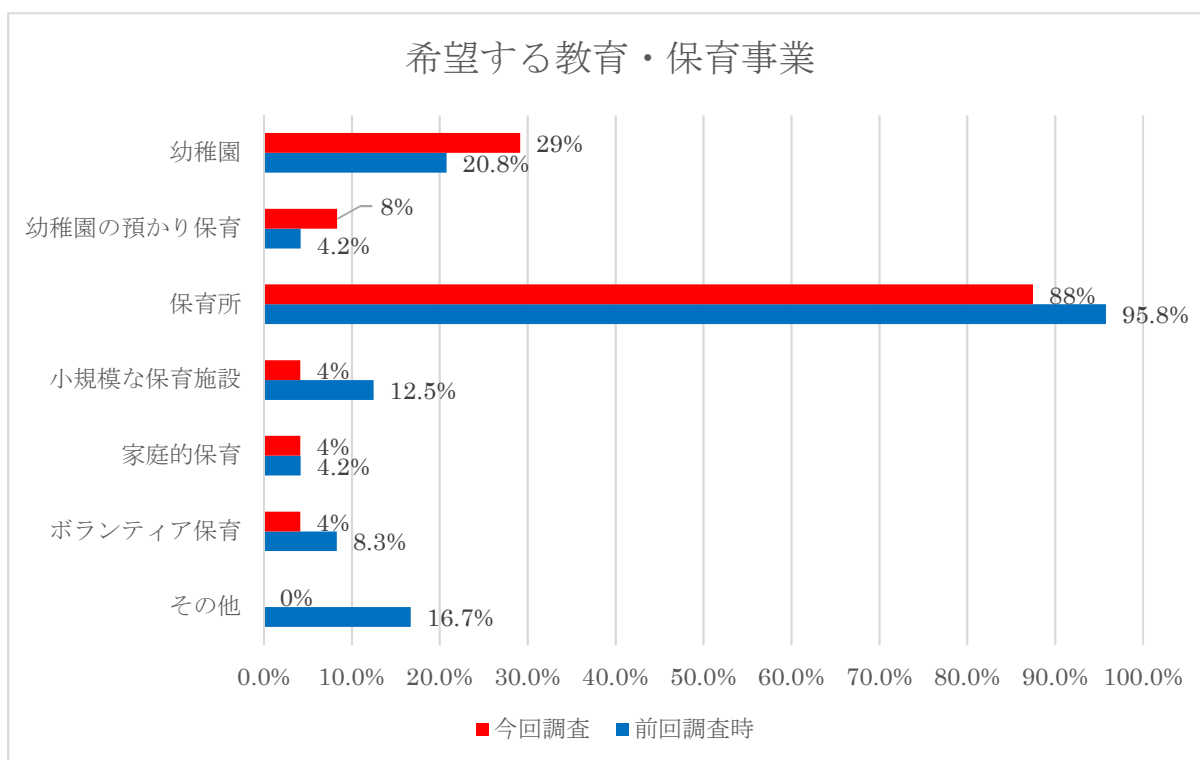
母親の就労日数、就労時間をみると、就学前児童では、「8時間以上」が48%、「5日」が61%となっています。

小学校児童では、「8時間以上」が64%、「5日」が73%となっています。



④平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

利用している、していないにかかわらず定期的な教育・保育事業（全体）の利用希望は、「保育所」が８８％と最も多く、続いて「幼稚園」が２９％となっています。



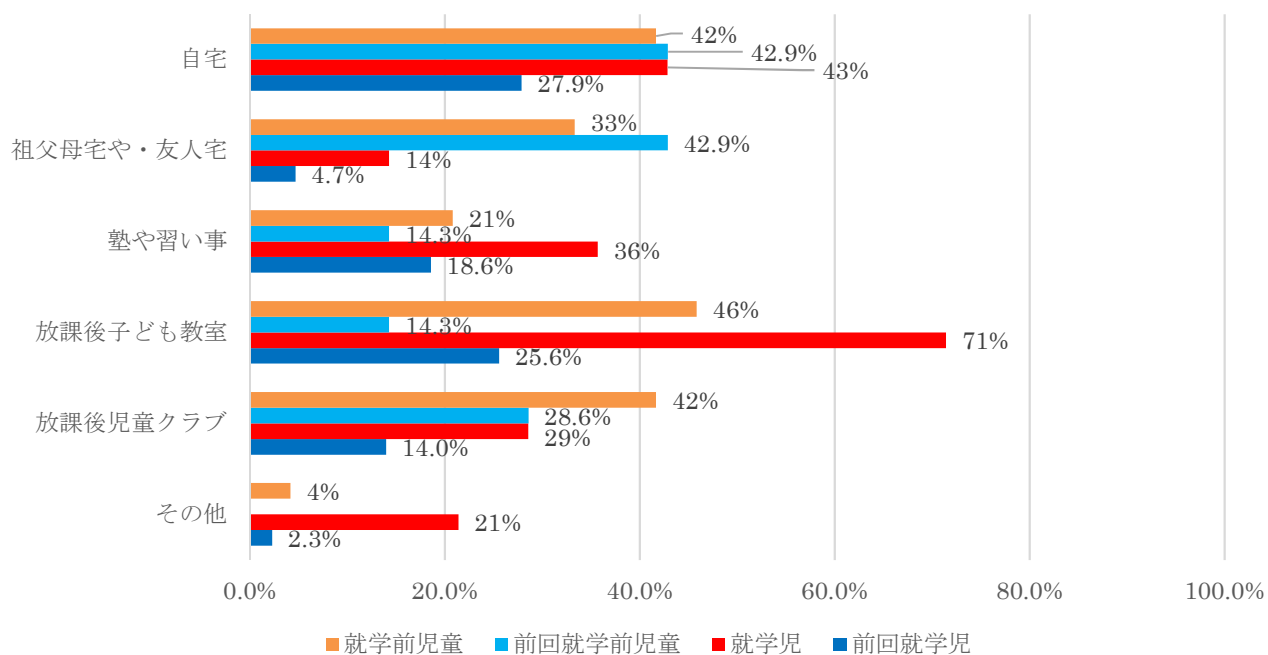
⑤放課後の過ごし方の希望（複数回答）

就学前児童の放課後の過ごし方の希望は、小学校低学年の内は「放課後子ども教室」が４６％、「自宅」、「放課後児童クラブ」がそれぞれ４２％、「祖父母宅や友人宅」が３３％となっています。

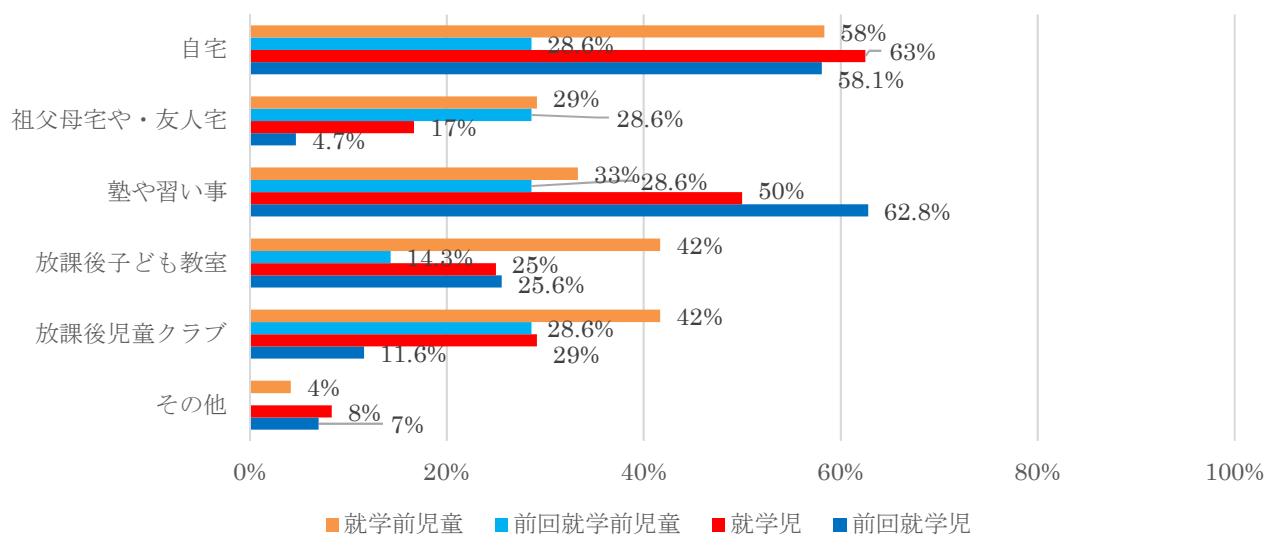
小学校高学年になると、「自宅」５８％、「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ」がそれぞれ４２％、「塾や習い事」が３３％となっています。

一方、小学校児童では、小学校低学年のうち「放課後子ども教室」が７１％、「自宅」が４３％と希望しています。小学校高学年になると「自宅」が６３％、「塾や習い事・部活」が５０％と増加しています。

小学校低学年になった場合の過ごし方



小学校高学年になった場合の過ごし方



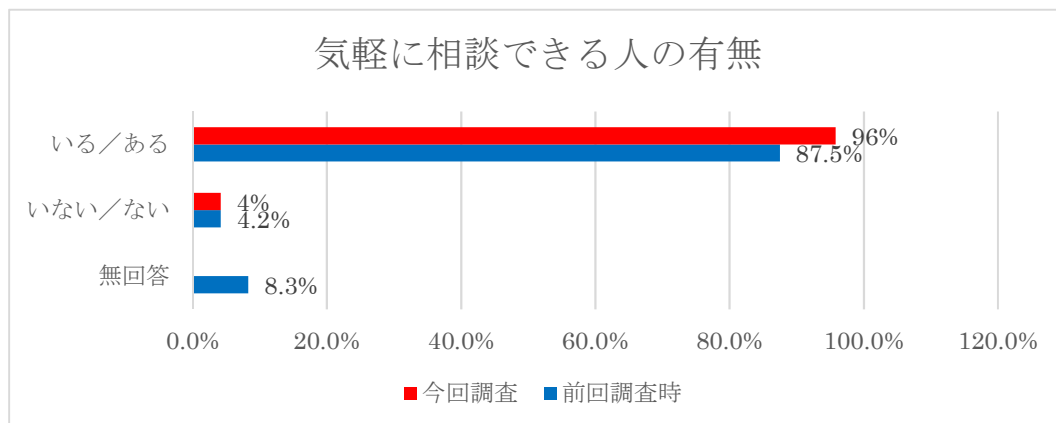
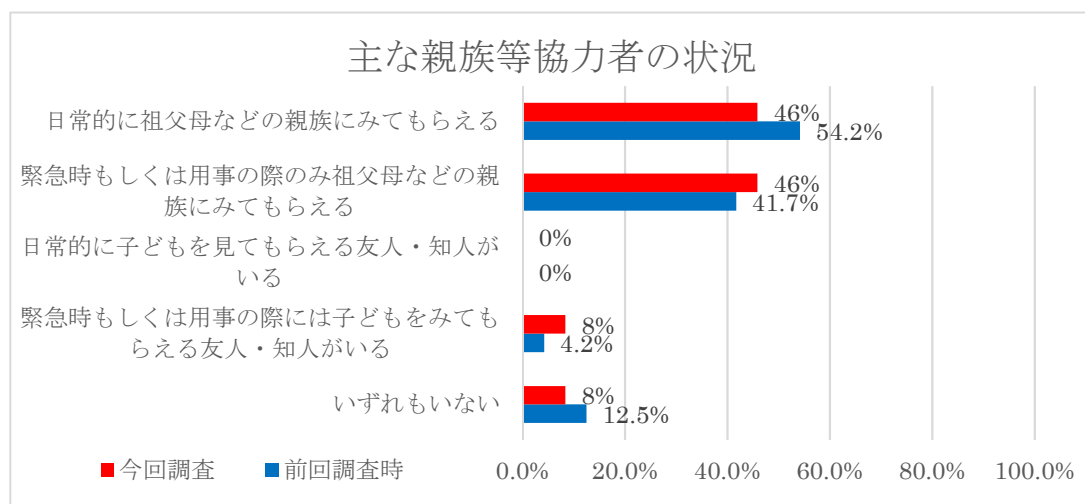
5. 子ども・子育て支援の課題

佐井村の人口・世帯の状況、出生数、教育・保育施設の状況等を踏まえ、ニーズ調査結果をもとに、子ども・子育て支援の課題を以下のとおり整理します。

(1) 孤立しがちな親子や緊急時の支援

人口の減少や核家族化の進展による地域の繋がり希薄化により、祖父母や近隣住民から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。

今回の調査では、育児の協力者の状況について協力者が「いずれもない」が前回調査12.5%、今回調査では8%と減少しておりますが、気軽に相談できる人の有無では「いない」が4%と子育てで孤立している家庭があります。



(2) 働く母親とその子供への支援

未就学児では96%、小学校児童では92%の母親が就労しているなど、経済状態が厳しい中、共働き家庭の占める割合が大きくなっています。また、就学前児童の母親の70%は、1週間あたりの就労日数が5日以上となっています。

(3) 教育・保育施設の多様化

佐井村には、現在、教育・保育施設が佐井村保育所1か所のみとなっています。しかし、保護者の利用希望では、「幼稚園」が29%を超えるなど、教育・保育施設の利用希望への対応が必要です。

(4) 子育て拠点事業の実施

平成27年度から実施している子育て支援拠点事業は13%が「利用している」と回答しました。また、「利用していないが利用したい」が25%、「利用しているが利用日数を増やしたい」が8%となっている。

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や、子育ての悩みを相談できることから、これからの利用者増加が見込まれます。

(5) 放課後児童支援及び長期休暇時の児童支援

保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面します。いわゆる「小1の壁」を打破するためには、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所について整備を進めていく必要があります。なお、現在、放課後子ども教室を実施していますが、今回調査では、就学前児童保護者から「放課後児童クラブを希望する」が42%と前回調査より高くなっています。また、共働きの家庭が増えていることから、長期休暇時の児童の居場所の確保が課題となっています。現在は、ボランティアで一般住民が小学校の長期休暇等に対応していますが、今後は居場所づくりを行う必要です。

(6) 子育て環境の整備

・子どもが安心して遊べる場所ができてほしいとともに、既存の公園への遊具を増やしてほしい意見や、牛滝地区には公園がなく、むつ市に行って公園で遊ばせているため、村に遊べる場所があれば同年代の子と一緒に遊ばせられるという意見がありました。

・子どもが風邪等になった時に、地域の人や保育所の1部屋を使って病児保育をしてほしいという意見や、佐井村陸上クラブのように、3ヶ町村関係なく自由に参加できるクラブが増えてほしいという意見がありました。

Ⅲ. 基本理念と基本目標

1. 基本理念

子どもと親が安全で安心して 暮らせる温かい村

本計画では、「第2期佐井村子ども・子育て支援事業計画」の考え方を継承し、当村における課題を解決するため、近年のこども・子育てをめぐる社会状況などを踏まえながら「子どもと親が安全で安心して暮らせる温かい村」を基本理念として、村民、関係団体、行政の連携・協働のもと、子どもが健やかに成長できる環境構築に向けた支援施策を推進します。

2. 基本目標と行動計画

(1) 基本目標

基本理念を実現するため、次の3つの目標を目指して施策に取り組みます。

基本目標1 子どもたちが心身ともに健やかに育つ村

すべての子どもが、家庭の環境や障がいの有無などの要因によって差別されることなく、生命と人権が尊重され、幸せに育つことが重要です。また、子どもの健やかな成長は、活力ある地域社会を持続させるためにも大切なことです。

定期検診などによる子どもの健康増進や発達支援、母親の健康を確保することにより、心身ともに健やかな子どもを育みます。

基本目標2 親が安心して子どもを産み、育てられる村

すべての親が子育ての不安や負担を感じることなく、心身ともに安心して子どもを産み育てる環境づくりが必要です。

家庭や保育所、学校、NPO法人、各種子育て団体、行政などが連携をより強め、きめ細やかな保育・子育てサービスを提供することにより、子育ての『精神的負担の軽減』や『経済的負担の軽減』、そして『仕事と子育ての両立』を図ります。

基本目標 3 地域が子どもをつつむ村

子どもが健やかに育つうえで、事件や事故から守ることが大変重要です。

地域全体で子どもを優しくつつみ、子どもが安心して生活できる安全な村づくりを目指します。

(2) 行動計画

基本目標 1 子どもたちが心身ともに健やかに育つ村

1. 母親並びに乳幼児の健康の確保

母親の心身の健康を保持し、安心して妊娠、出産できるような環境を整備するとともに、すべての子どもがより健康的な生活を送れるよう、成長・発達への支援を充実します。

具体的施策	内容	実施状況	関係機関等
乳幼児健康 診査の充実	5 か月から 6 歳児までの健康診査を実施し、子どもの成長、発達状況の確認や育児相談等を行います。	継続	福祉健康課
妊産婦健康診査の実施	妊婦健康診査として、超音波や H T L V - 1 抗体検査など出産まで 1 4 回の健康診査を無料で実施します。	継続	福祉健康課
ハイリスク妊産婦訪問 指導	ハイリスク妊産婦への保健師による家庭訪問指導を実施します。	継続	福祉健康課
乳幼児全戸 訪問事業	保健師による新生児訪問指導を行い、育児不安の軽減や産後の早期発見に努めます。 新生児の体重測定や産婦の健康状態を確認し、育児相談等を行います。	継続	福祉健康課
予防接種の 実施	感染症の蔓延及び感染症による乳幼児の重度障害などを未然に防ぐため、予防接種法に基づき予防接種を行うとともに、接種を受けやすい体制づくりに努めます。	継続	福祉健康課
子ども医療費 助成の実施	高校修了までの子どもを対象に、保険診療分の一部負担金の助成を行います。	継続	住民生活課
「食育」の推進	村内の小中学校及び保育所と連携し、農作物の栽培や水産物の採取等を通じて、自然の恵みに感謝する気持ちや理解促進を図る「食育」を推進します。	継続	福祉健康課 産業建設課 生涯学習課
歯科保健 センター事業の推進	保育所及び小中学校と連携し正しいブラッシング方法や虫歯予防のための知識の普及啓発を図る歯科保健センター事業を実施します。	継続	歯科保健 センター

2. 障がい児支援施策の充実

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、自立して身近な地域で安心した生活を送るために、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談体制の充実と支援を行います。

具体的施策	内容	実施状況	関係機関等
検診などによる 早期発見・支援	乳幼児健康診査などを総合的に判断し、必要に応じて二次検診、発育発達相談などのフォローの場を提供するほか、医療機関などを紹介し、その後の状況について確認を行います。	継続	福祉健康課
日常生活用具 などの支給	在宅で暮らす障がい児について、入浴補助用具や移動用リフトなどの日常生活用具を給付または貸与します。	継続	福祉健康課
特別児童扶養手当 の支給	心身に一定の障がいがある児童を養育している父母などに対して手当を支給します。	継続	福祉健康課
特別支援教育の実施	障がいのある子どもに対して指導内容・方法を工夫した特別支援教育を実施します。	継続	生涯学習課

3. 子どもの健全育成

地域において、児童が自主的に参加し、心身ともに健康で過ごすことのできるよう支援を行います。

具体的施策	内容	実施状況	関係機関等
スポーツ少年 団の育成	地域の社会体育団体と連携し、スポーツ活動を通じ、児童・少年の健全育成に努めます。	継続	生涯学習課
子ども会の 育成	さまざまな体験を通じて、子どもたちの生きる力を育む事業を実施します。	継続	生涯学習課
思春期学習	思春期の子どもが正しい知識を習得し、適切に対応できるよう、家庭・学校・地域と連携した啓発活動や環境づくりに努めます。	継続	福祉健康課 学校
青少年健全育 成活動の推進	青少年育成組織との情報共有、事業実施に取り組むほか、特色ある地域活動を推進し、青少年の健全育成に努めます。	継続	生涯学習課
他地域との 交流の促進	西目屋村との交流事業など、他地域との交流の促進に努めます。	継続	生涯学習課

基本目標 2 親が安心して子どもを産み、育てられる村

1. 教育・保育事業の充実と地域における子育ての支援

子育て家庭のために、さまざまな保育事業を実施するほか、子育て情報の収集・提供や地域における子育て支援団体の育成と連携を図ります。

具体的施策	内容	実施状況	関係機関
子育て支援拠点事業の実施	乳幼児とその保護者を対象に、情報交換や交流、仲間づくりを行う地域子育て支援拠点事業を実施します。	継続	福祉健康課
一時保育の実施	急な用事や親のリフレッシュなど、一時的に保育が必要な子どもに対して一時保育を実施します。	継続	福祉健康課
利用者支援事業	地域の子育て支援の利用について情報集約路提供を行うとともに、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供。助言をするとともに関係機関と連絡調整を行います。	継続	福祉健康課

2. 子育て家庭の経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して産み育てる環境づくりに努めます。

具体的施策	内容	実施状況	関係機関等
主食費の軽減	3歳以上児の主食費を無償とする主食費負担軽減事業を行います。	継続	福祉健康課
スクールランチ事業	小学校、中学校の給食として、スクールランチ事業を実施します。	継続	生涯学習課
児童手当支給事業	高校生年代の子どもを養育している者に対し、児童手当の支給を行います。	継続	福祉健康課
児童扶養手当支給事業	父母の離婚、父または母の死亡などによって、父または母と家計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭に対して児童扶養手当事業を行います。	継続	福祉健康課
子ども医療費助成の実施	(再掲)	継続	住民生活課

基本目標 3 地域が子どもをつつむ村

1. 安全・安心な生活環境の整備

安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備など、子どもやその親を取り巻く生活環境を改善・整備します。

具体的施策	内容	実施状況	関係機関等
通学路などの道路環境整備	通学路の安全確保のため、適宜点検を実施し必要に応じて改修・整備をします。	継続	総務課 産業建設課
安心して使える公園の確保	公園の遊具の点検をしながら修繕などを進め、公園の安全を確保します。	継続	総務課 産業建設課
スクールバスの運行	必要な地域においては、スクールバスを引き続き運行し、登下校時の安全を確保します。	継続	生涯学習課
学校施設の計画的な改修	子どもに安全で豊かな学校環境を提供するため、学校施設の計画的な改修に努めます。	継続	生涯学習課
児童虐待防止の推進	学校や保育所等と連携し、虐待が疑われる児童の早期発見に努めるとともに、児童相談所等の関係機関と連携し、虐待児童の保護など被害の防止に努めます。	継続	福祉健康課
啓発活動の推進	携帯電話サイトを含むインターネット等の適切な利用方法について学校において研修会等を開催します。	継続	学校 生涯学習課

2. 地域全体で子どもを育む環境の整備

人と人とが触れ合う機会が減少する中子育て世帯が孤立することがないように、地域全体で子供を育む体制づくりに努めます。

具体的施策	内容	実施状況	関係機関
放課後子ども教室の実施	子どもの居場所づくりに向けた放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を実施します。また、放課後児童クラブへの移行も検討していきます。	継続	生涯学習課 福祉健康課
子育て支援拠点事業の実施	(再掲)	継続	福祉健康課

IV. 教育・保育提供区域の設定

1. 6歳未満の児童の分布

古佐井地区と大佐井地区だけで70%を超えており、磯谷地区以外では1人以上の子どもがいる。

地区	児童数	構成比
① 古佐井地区	10	23.8%
② 大佐井地区	20	47.6%
③ 原田地区	3	7.1%
④ 川目地区	1	2.4%
⑤ 矢越地区	2	4.8%
⑥ 磯谷地区	0	0%
⑦ 長後地区	1	2.4%
⑧ 福浦地区	0	0%
⑨ 牛滝地区	5	11.9%

2. 教育・保育施設の分布

村内に教育・保育施設は、佐井村保育所1か所のみとなっています。幼稚園、認定こども園はありません。

3. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定は、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域とされています。現在の教育・保育施設の利用状況を踏まえると、原田地区～福浦地区は一区域と設定することが妥当と思われます。

牛滝地区は国の方針である「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」を考慮すると、牛滝地区を一区域と設定することになりますが、子どもの人数が極端に少なく、需要に見合った提供体制の確保が難しいこと、

また、区域内での一過性の需要に対して、当該区域内において供給体制を整備する必要があるなど、不合理が生じる場合があります。

そのため、本計画では村全体を1つの「教育・保育提供区域」として捉え、基盤整備を推進します。

V. 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

児童数の推計と「子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」（令和6年度実施）の結果に基づき、教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）を推計しました。各年度、各区分の量の見込みは下表のとおりです。

（1）1号認定（3～5歳児幼稚園等の利用）

（人）

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 量の見込み		3	2	0	0	0
② 確保の内容	教育・保育施設	0	0	0	0	0
② － ①		-3	-2	0	0	0

（2）2号認定（3～5歳児保育所等の利用）

（人）

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 量の見込み		13	16	17	16	10
② 確保の内容	教育・保育施設	15	15	15	15	15
② － ①		2	-1	-2	-1	5

(3) 3号認定(2歳児保育所等の利用)

(人)

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 量の見込み		9	5	2	3	3
② 確保の内容	教育・保育施設	6	6	6	6	6
② - ①		-3	1	4	3	3

(4) 3号認定(1歳児保育所等の利用)

(人)

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
③ 量の見込み		5	2	3	3	3
② 確保の内容	教育・保育施設	6	6	6	6	6
④ - ①		1	4	3	3	3

(5) 3号認定(0歳児保育所等の利用)

(人)

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
⑤ 量の見込み		2	3	3	3	3
② 確保の内容	教育・保育施設	3	3	3	3	3
⑥ - ①		1	0	0	0	0

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および必要に応じた相談・助言などに行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。役場の子育て支援担当部署や佐井村保育所内へ「子育て支援センター」を設置し、情報提供や必要に応じた相談、助言等を行います。

(単位：か所)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

佐井村保育所内に「子育て支援センター」を設置しています。乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行い、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。現在は毎週3回開所しています。

(延べ人数)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(延べ人数)	330	330	330	330	330
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

(3) 乳幼児家庭全戸訪問事業

保健師が生後4か月までの乳幼児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供等を行うとともに、母親の育児状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対し適切な支援につなげる事業です。

これまでも同様の事業が行われており、今後も継続していきます。

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

(4) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を医療機関に委託し実施する事業です。

これまでも同様の事業が行われており、今後も継続して実施します。

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

(5) 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、さまざまな原因で養育支援を必要となっている家庭に対して保健師による具体的な養育に関する指導・助言等を訪問により実施し、個々の家庭に抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。対象者がおらず実績はありませんが、取り組みは行っています。

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライト事業）です。現在、本村では実施していませんが、ニーズに応じてサービスの確保・提供について検討します。

(延べ人数)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(7) 一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児や幼児について、必要な保育を行う事業です。
平成27年度から佐井村保育所において余裕活用型の一時的預かり事業を実施しています。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

(延べ人数)

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の 見込み	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定					
確保 方策	在園児対象型	0	0	0	0	0

② 在園児対象型を除く一時預かり

(延べ人数)

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保 方策	一時預かり事業	1	1	1	1	1
	子育て援助活動 支援事業	0	0	0	0	0

(8) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、11時間の開所時間を超えて保育所において保育を実施する事業です。現在事業は実施していますが、利用者がいない状況となっています。

(人)

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保 方策	人	1	1	1	1	1
	か所	1	1	1	1	1

(9) ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児及び小学校の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望とする者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。現在、本村では実施していませんが、ニーズに応じてサービスの確保・提供について検討します。

(人、か所)

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		5	5	5	5	5
確保 方策	人	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者が養育できない場合に、病院・保育園に敷設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育を実施する事業です。

現在、本村では実施していませんが、ニーズに応じてサービスの確保・提供について検討します。

(延べ人数)

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		10	10	10	10	10
確保 方策	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援 事業	0	0	0	0	0

(11) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者への参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。

今後、新規事業の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

(12) 放課後児童健全育成事業（放課後子ども教室）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に専用スペース等で適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。現在実施している放課後子ども教室との連携を図りながら、今後のニーズを踏まえ、計画期間内での放課後児童クラブの設置を検討します。

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	30	27	23	22	26
低学年	18	15	16	13	16
高学年	12	12	7	9	10
確保方策	30	27	23	22	26
低学年	18	15	16	13	16
高学年	12	12	7	9	10

(13) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

(14) こども誰でも通園制度

保護者の就労の有無や利用目的を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。本村は制度の本格始動となる令和8年度から実施する予定です。

(か所)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		1	1	1	1
確保方策		1	1	1	1

(15) 産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、助産師等の専門職が一人ひとりの悩みに応じて、訪問・通所・宿泊など様々な形で支援を行う事業です。現在、本村では実施していませんが、今後のニーズに応じてサービスの確保・提供について検討します。

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

VI. 教育・保育の一体的提供

我が国は、2005年（平成17年）に、人口動態の統計を取り始めた1899年（明治32年）以来、初めて出生数が死亡数を下回り、令和5年人口動態では出生数が人口動態調査開始以来最小となりました。

佐井村においても、人口の減少と核家族化の進行や就労形態の多様化により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、当村には、教育・保育施設が1か所しかなく、必ずしも保護者の多様なニーズに対応できる体制となっていません。

すべての子どもの健やかな育ちと、すべての子育て家庭を支えることは、将来の担い手育成につながるとともに、地域の活性化につながることから大変重要な課題の一つといえます。

さらに、乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

1. 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず利用できる施設です。本村には、幼児期の教育的ニーズに対応する施設がないことから、引き続き佐井村保育所の充実を図り、ニーズ等があれば、今後認定こども園への移行を検討していきます。

2. 保育士等の資質向上のための支援

公設民営で運営している佐井村保育所の運営事業者と行政が一体となり、保護者のニーズを勘案しながら、質の高い教育・保育の提供と子育て支援の実現に向けて、職員の研究体制の充実を図ります。

3. 質の高い教育・保育の提供と連携

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のために、教育・保育移設と小学校が相互に教育内容を理解したり、子ども同士の交流を図る事業を展開します。

VII. 計画推進体制

1. 推進体制

この計画の分野は、福祉・保健・教育・労働・生活環境など多岐にわたっています。このため、関係各課、関係機関団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして、総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、村民（保護者）、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「佐井村子ども・子育て会議」等において、各年度の計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い本事業の効果的な進行管理に努めます。

2. 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、村民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては、実現できません。村のホームページ、広報誌、パンフレット等を活用し、本計画について理解促進を図ります。

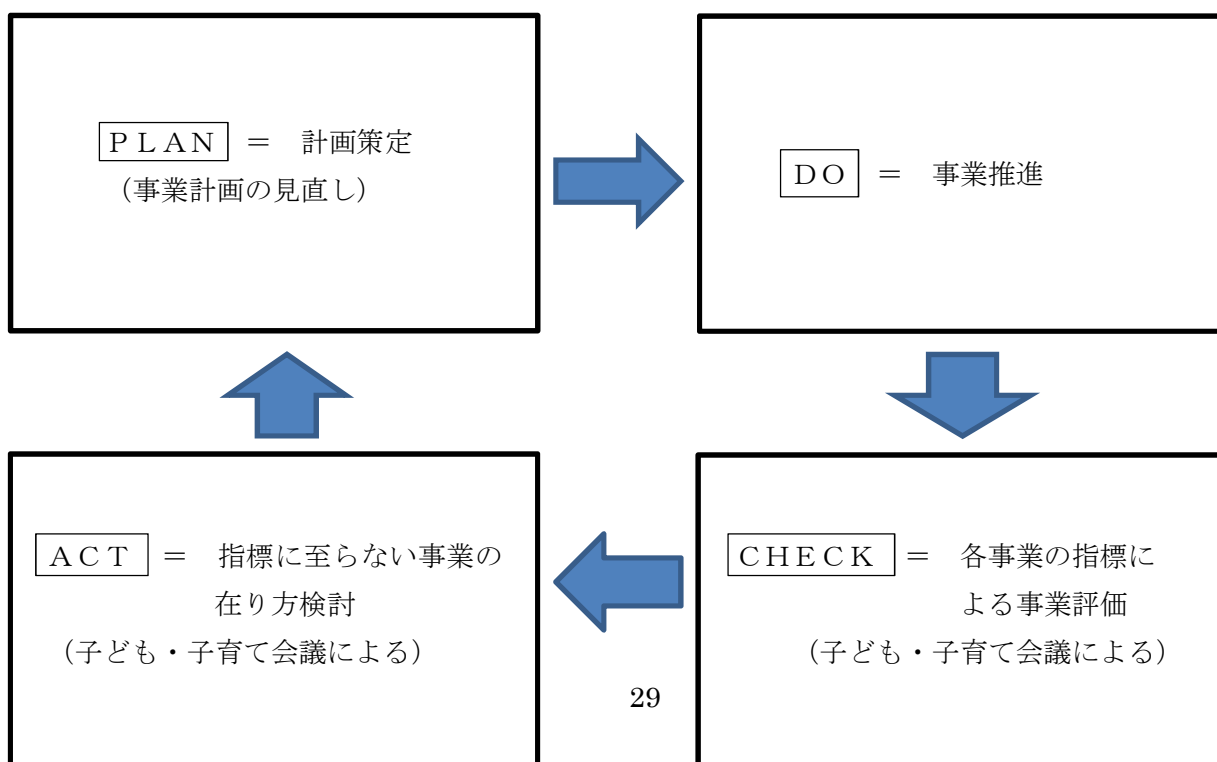
また、計画の進捗状況についても担当課のヒアリング等により確認し、その結果については、村のホームページ等により公表し、村民への周知を図ります。情報共有を図り、地域と行政が一体となった連携のもと計画の推進に努めます。

3. PDCAサイクルによる推進管理体制

子どもと子育てをする親を取り巻く環境は、時流に伴い変化していきます。

本事業計画では、理念だけのものに終わらず、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、きめ細やかに進捗評価を行いながら計画を見直していくPDCAサイクルによる推進体制が不可欠となります。

本村では、以下の図のイメージに伴い、計画を推進していきます。



資 料 編

佐井村子ども子育て会議

委員長 東出 尚哉

所 属	職	氏 名
佐井村保育所	所長	内山 祐三
	主任保育士	船越 若子
佐井小学校	教務主任	宮野 博伸
佐井村民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員	川越 加代子
佐 井 村	総務課長	東出 尚哉
	住民生活課長	長島 幸雄
	産業建設課長	宮川 洋平
	生涯学習課長	山本 尚樹